

## 自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約 仕様書

- 1 件名  
自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約
- 2 数量  
4台（想定品：日本光電（株）AED-3100シリーズ）
- 3 納入場所
  - （1）佐野市消防本部 佐野市富岡町1391番地
  - （2）佐野市東消防署 佐野市富岡町1391番地
  - （3）佐野市西消防署 佐野市石塚町985番地1
  - （4）佐野市西消防署北分署 佐野市多田町3092番地1
- 4 賃貸借期間  
令和6年2月1日から令和11年1月31日まで（60か月）  
地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約
- 5 納入期限  
契約開始日の前日までに納入場所へ納入すること
- 6 付属品等（本体1台につき次のとおりとする）
  - （1）AED本体（バッテリーを含む） 1台
  - （2）キャリングケース 1台  
（本体、予備電極パッド、救急セットが収納できること）
  - （3）電極パッド 小学生～大人用2組、未就学児用1組  
※共通パッドの場合は2組
  - （4）救急セット 1式
  - （5）取扱説明書（日本語） 1部
- 7 機器の仕様
  - （1）新品・未使用であること。
  - （2）JRC蘇生ガイドライン2020に対応していること。
  - （3）薬事法の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定された医療機器であり、安全性が確認されていること。
  - （4）二相性波形による除細動器であること。
  - （5）小学生～大人モード／未就学児モードの切り替えができる機能を有すること。
  - （6）操作説明等の日本語の音声ガイド機能を有していること。

- (7) 電気ショックが必要と機器が判断したあとに、電気ショックが不要な心電図波形に変化した場合は自動的に電気ショックを中止する機能を有すること。
- (8) 機器本体を毎日セルフチェックする機能を有しており、その結果をインジケータ等により確認できること。異常時はアラーム音及びインジケータ等で知らせる機能を有すること。また、インジケータ等の表示がキャリングケースの窓から容易に確認できるようにすること。
- (9) 遠隔監視システム及び稼働状況レポート等の提出は不要とする。

## 8 消耗品

- (1) 電極パッドは、小学生～大人用1組（または共通パッド1組）は本体に装着された状態とし、予備の電極パッドについてはキャリングケース内に収納されていること。
- (2) 救急セットの内容は、はさみ、タオル、使い捨て手袋、カミソリ等の除毛用具、人工呼吸用マウスピースとする。
- (3) 使用期限のある消耗品（電極パッド、バッテリー）については、交換時期に速やかに交換を実施すること。また使用期限のない消耗品を使用した場合は、当該消耗品を速やかに補充すること。郵送による交換・補充でも構わない。また、AEDの使用に伴い補充が必要となった消耗品についても同様とする。
- (4) 交換によって不要となった消耗品については、回収し処分するものとする。郵送による回収でも構わない。ただし、AED使用に伴い処分した消耗品については回収の必要はない。
- (5) 各種消耗品の費用、消耗品の交換に関する費用、処分費用も契約金額に含むものとする。

## 9 保証

- (1) 本体保証期間を5年以上有していること。
- (2) 賃貸借期間中に本体及び付属品に故障や不具合等が生じた場合は、無償で速やかに現状復帰に努めること。

## 10 賃借料の支払い

支払いは毎月後払いとし、翌月初めまでに賃借料を請求するものとする。

## 11 その他

- (1) 賃貸借期間満了後、各設置場所から機器一式を回収すること。その費用については契約金額に含むものとする。
- (2) 賃貸人は賃貸借期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険又は当該物件に該当する保険契約を賃貸人の選定する損害保険会社と締結し、

この契約の存続期間中これを更新すること。ただし、一般的な動産総合保険に定める保証以上の保証をすることを確約し、契約時にその旨定めることができる場合にはこの限りではない。

- (3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。